

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

決算締切日で決算手続きの簡素化

Q：当社は、4月末を決算日としていますが、売上と仕入は毎月20日で締めています。ところで、決算日以外に決算締切日というのを設けてもよいと聞いたのですが、本当でしょうか。

A：決算日以前「おおむね10日以内」の一定の日を「決算締切日」とすることができます。

【解説】

法人税は、会社の事業年度を単位として課税されます。事業年度は、会社の定款で定める営業年度と一致しなければなりません。

会社の決算日が4月30日であれば、5月1日から翌年の4月30日までのすべての収入と支出を計算し、それに基づいて決算と確定申告を行うのが原則です。

しかし、実務上は、月末までに売上代金を回収するために、20日とか25日に締め切って請求書を発行することがよくあります。

そこで、①商習慣などの相当の理由があること、②収入と支出の両方について矛盾がないこと、③每期継続して適用すること、を条件として、決算日以前「おおむね10日以内」の一定の日を「決算締切日」とすることが認められています。

なお、売上や売上原価について、決算日前の締切りを行っても、減価償却費や交際費等の事業年度の期間を計算要素とするものについては、本来の事業年度を期間計算の単位としますので、注意してください。

